

曳航作業に従事する船舶，洋上補給船，揚錨船及び油回収船 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 O 編

鋼船規則検査要領 O 編

改正事項

曳航作業に従事する船舶，洋上補給船，揚錨船及び油回収船に関する事項

改正理由

鋼船規則 O 編においては，曳航作業に従事する船舶，洋上補給船，揚錨船及び油回収船等の作業船に対する要件を規定している。作業船の設計条件及び仕様等は，実際に想定する作業に基づき，船主の要望も踏まえ決定されるところが大きいため，当該規則の規定の一部は，個船ごとの設備の設計条件及び仕様等に応じた柔軟な対応が図れるよう，一般規定又は精神規定に留めている。

しかしながら，これまで一般規定又は精神規定に留めていた規定のうち，構造の安全性や防火対策に係わるものについては，船舶の安全性確保の観点から，より明確に規定する必要があった。

近年，海洋構造物及び浮体式海洋石油ガス生産貯蔵積出設備（FPSO）のような浮体設備が注目を集めている中，浮体設備の係留設置工事等の作業に従事する船舶の需要増加が見込まれるため，今般，安全性に関する要件を詳細に規定するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 洋上補給船について，計画最大使用圧力が 5MPa を超える貨物ホースを使用する場合には，貨物ホースの緊急切離し装置を備える旨等規定した。
- (2) 洋上補給船及び油回収船の内燃機関等の排ガス管について，スパークアレスタを設置するよう規定した。
- (3) 揚錨設備及びその支持構造の設計荷重を規定した。
- (4) 曳航作業に従事する船舶及び揚錨船における曳航設備及び揚錨設備等の支持構造について，許容応力を規定した。
- (5) 揚錨船について，制御場所，ウィンチブレーキ及び動力供給源に対する要件を規定した。
- (6) 油回収船について，管装置に対する要件を規定した。